

子ども・子育て会議（第8回） 議事次第

日 時 平成25年11月25日（月）13:30～14:45

場 所 中央合同庁舎第4号館11階第1特別会議室

1．開 会

2．議 事

- （1）保育の必要性の認定について
- （2）共働き等家庭の子どもの幼稚園利用について
- （3）確認制度について
- （4）幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の審議経過について（報告）
- （5）その他

3．閉 会

[配付資料]

- | | |
|-----|--|
| 資料1 | 保育の必要性の認定について |
| 資料2 | 共働き等家庭の子どもの幼稚園利用について |
| 資料3 | 確認制度について（定員の考え方を中心に） |
| 資料4 | 幼保連携型認定こども園保育要領（仮称） 合同の検討会議におけるこれまでの意見のまとめ（案） |

無藤会長 それでは、定刻になりましたので、第8回「子ども・子育て会議」を開始いたします。

お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございました。

それでは、本日の委員の御出欠につきまして、事務局より御報告をお願いいたします。

長田参事官 委員の御出欠について御報告申し上げます。

秋田委員、小室委員におかれましては、本日所用により御欠席でございます。

また、荒木委員、尾崎委員、高尾委員におかれましては、本日所用により御欠席ですが、代理といたしましてそれぞれ全国国公立幼稚園長会副会長の岩城様、高知県地域福祉部長の井奥様、日本経済団体連合会経済政策本部主幹の酒向様にそれぞれ御出席をいただいております。

また、まだ奥山委員お見えでないようでございますが、出席との御連絡をいただいております。

以上、本日25名中20名の委員の御出席をいただいておりますので、定足数である過半数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございました。

(プレス退室)

無藤会長 それでは、早速議事に入ります。

資料につきましては議事次第に記載のとおり、資料1から資料4までお配りしてございますので、漏れなどあれば事務局にお申しつけください。

本日でございますけれども、まず初めに保育の必要性の認定及び共働き等家庭の子どもの幼稚園利用について、合わせて55分程度で御説明、御議論をお願いいたします。続きまして、確認制度について10分程度での御説明と御議論をお願いいたします。続いて幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)の審議の経過について、10分程度で御報告をお願いいたします。

各種基準の議論がございますけれども、これらにつきましては年内に一定の取りまとめを図ってまいりたいと考えてございます。今回、幾つか残された論点がございますけれども、できる限り意見集約を図るという方向でよろしく御協力のほどをお願いいたします。

それでは、まず保育の必要性の認定につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

橋本保育課長 それでは、資料1をご覧いただきたいと思えます。

これまでこの会議におきまして保育認定の関係の議論を重ねていただきました。この中でどういった事由によりまして保育を必要とするかという事由の部分につきまして、相当御議論をいただきまして、おおむね整理がついてきている感じかと思えます。

お手元の資料の14ページのところがございますけれども、現在の児童福祉法施行令27条におきます事由と、新制度における「保育の必要性の事由」ということで対照表がござい

ますが、これまでの議論を踏まえた整理案ということで改めて示しているものでございます。

本日でございますが、その次の15ページから区分、保育必要量についてという部分がございます。こちらは保育標準時間認定、保育短時間認定という大ぐくりの2段階の認定をするに当たりまして、この2段階の認定の境界線をどういったところに引いていくのか。あるいはこの保育短時間認定の最低限のラインのあたりをどのように引いていくのか。また、現行制度との関係をどのように整理していくのか。こういった点が論点かというふうに表示しております。

これを考えていくに当たりまして、16ページの下のあたりから検討に当たっての視点ということがございますが、現行制度のもとでの市町村の実務上の取り扱いあるいは実際の利用者の方々の利用状況の実情、こういったものを踏まえるということが1つ。それから、17ページにいきまして保護者の就労というふうな事情を想定いたしましたときに、所定労働時間はもちろんでございますけれども、休憩時間ですとか所定外労働時間あるいは通勤時間といったもろもろの要素がございますので、そういった諸要素を勘案していくということ。

それから、就労状況の実情のところでございますけれども、少し書き足してございますように、正規雇用でありまして1日当たり6時間以上7時間未満就業している世帯は8.5%いるということ。それから、実際の就労に当たりましてこのほか休憩時間とか通勤時間などを要している。もう少し下のほうにございますが、正規職員のうちで見たときに就業日数が200日未満の場合、1週当たり30時間以上就業している就業者の方がおおむね9割弱。非正規職員の方につきましては就業日数200日以上の場合、1週当たり30時間以上就業している方が8～7割程度といった状況。後ろのほうに資料がございますので、また後ほどご覧いただければと思います。

こういった視点なり状況なりを踏まえまして、18ページのところでございますが、対応方針案といたしまして、保育標準時間認定、保育短時間認定ということを考えていくに当たりまして、保育標準時間の就労時間の下限につきましては、1週当たり30時間程度とすることを基本としてはどうかということで、今回追加させていただいております。

また、保育標準時間認定の場合には、保育の利用に当たりまして、現行の保育所の開所時間でありまして11時間を利用可能な時間帯として考えていく。また、日数の面では現行の保育所の年間開所日数が約300日ということで、運営費の中で積算してございますので、これをおおむね保障していくことを基本とする。これを踏まえまして、保育標準時間利用の保育必要量としては1日当たり11時間、原則的な保育時間としては8時間ということでございますが、この11時間の開所時間での利用に対応するものとして1カ月当たり平均で275時間、月当たりの日数が多少違いますので、平均ということで275時間でございますが、最大で292時間、最低で212時間でございます。

保育短時間利用の保育必要量としては、1日当たり8時間までの利用に対応するものと

して、1カ月当たり平均200時間、最大で212時間とすることを基本としてはどうかということでございます。月当たりの時間で表現してございますけれども、1日当たりの保育必要量との関係で整理してみるとわかりやすいかと思っておりますので、以下に図がございまして、保育標準時間認定の場合には原則的な保育時間の8時間の部分が黄色く塗ってございますが、保育標準時間認定の場合、11時間という前後の赤く塗ってある部分を加えました開所時間が利用可能な時間帯ということで保育必要量としてこれを認定する。それから、保育短時間認定の場合には、この原則的な保育時間である8時間、この黄色い部分は同時に利用可能な時間帯ということでございまして、前後の利用につきましては延長保育という形で別途の整理となるものでございます。

先ほど275時間あるいは200時間ということを申し上げましたが、右のほうに計算式がございまして、1日当たり11時間ということで300日で1カ月当たり12カ月で割りますと275時間、同じく8時間ということで数えますと200時間という計算になるということでございます。

続きまして33ページから34ページの部分でございますが、今度は論点 ということでは「保育短時間」認定の下限の関係でございます。これにつきましては、これまでさまざまな各市町村の実情等を御説明してまいりましたが、34ページのところに赤字で書き足しをさせていただいております。就労時間についての設定の方法、各市町村においてはばらつきが大きいということで、東京都の特別区その他都市部において1カ月当たり48時間以上、すなわち1週間当たりで見ますと12時間でございますが、以上としている市区町村も多いということ。これらの市区町村におきまして就労時間が週16時間、1カ月64時間換算未満の層が一定数、現に保育所を利用しているというふうに見込まれる。

それから、保育短時間認定の対象として想定している非正規雇用の場合、1週当たり15時間未満の就労時間となっている層が2割近く一定数存在するなどを踏まえまして、下限時間の設定次第によりまして、新制度の施行に伴って地域によっては保育の認定の範囲が現在よりも狭まりまして、保育の利用ができなくなるということが生じないようにといったことの留意が必要ではないかということがございます。

また、その下に表がございまして、現在48時間以上ということで運用しております自治体におきまして、時間別に分布を見たものでございますが、16時間未満というところにもA区では9%、B市では5%程度の方がいらっしゃるという状況でございます。また、現在待機という状況になっている方には、こういった短い時間の方が比較的多いのではないかと推測されるところでございます。

そこで対応方針案でございますが、新制度における保育の認定に当たりまして、この保育短時間認定に当たりましての就労時間の下限については、1カ月当たり48時間以上とするということを基本としてはどうかということについて、出させていただきます。

続きまして38ページでございますけれども、論点 といまして現行制度との関係でございます。先ほど御説明しましたような形で時間を設定いたしましたとき、現在、48時

間以上という形で運用していない市町村もございますので、こういった下限時間が現在よりも上がったり下がったりという部分がございますし、また、現在、保育所を利用している子どもということに十分な配慮が必要ではないかという御意見もいただいているところでございます。

こういったことを踏まえまして39ページでございますが、対応方針案といたしまして、現行就労時間の下限を1カ月当たり48時間以上というライン以外に設定しております市区町村におきましては、保育の量的確保に時間を要すること等を考慮いたしまして、最大で10年間程度の経過措置期間を設けて段階的に対応することを可能としてはどうか。あわせて現在、保育所に入所している児童につきましては、市町村による就労時間の下限時間に変更があっても引き続き保育所に入所できることができるような経過措置を講じてはどうかということで、今回は出させていただきます。

42ページに飛びますが、優先利用の関係の御議論の中で人材確保と、保育人材の確保等の観点から、そういった方々の保育士などの子どもさんが入所するときの取り扱いをどうするかということで前回御議論いただきましたが、これを踏まえまして42ページの一番下に印がございますが、また市町村の判断により、人材確保育成や就業継続による全体のメリット等の観点から、幼稚園教諭、保育教諭、保育士の子どもへの利用に当たって配慮することも考えられるということをつけ加えさせていただきます。

保育の必要性の認定の関係の資料は以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

続けて蝦名課長。

蝦名幼児教育課長 続きまして、お手元資料2でございますけれども、共働き等家庭の子どもの幼稚園利用についてという資料でございます。

現在、幼稚園にはさまざまな御家庭の子どもさんが入園をしております。新制度におきましても、そうした状況が生じることについての整理をしておく必要があるのではないかとということでの提案でございます。

1ページおめぐりいただきまして、前提というところがございます。今回の子ども・子育て支援法、児童福祉法、学校教育法等がどういった規定ぶりになっているかということの御説明でございますが、まず子ども・子育て支援法は1つ目の にございますように、給付対象施設、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもは、あらかじめ市町村から支給認定を受ける必要があります。教育・保育施設の種類に応じて、それぞれの施設で設定可能な利用定員の認定区分が決められ、これに対応する施設型給付が支給されるということとなっております。

同じページの表の中にもございますように、地方の子どもについては教育標準時間の施設型給付を幼稚園、認定こども園において定員を設定して行う。2号については保育短時間、保育標準時間の施設型給付を保育所、認定こども園に定員を設定して給付を受けて、これらの施設で教育を行うこととなっております。

同時に2つ目の でございますが、保護者の選択に基づき多様な施設等により提供体制を確保する。利用希望の尊重ということも、この子ども・子育て支援法の目的とするところでございます。

支給認定につきましては、施設での保育を利用するかどうか、あるいは具体的な利用施設の選択に関する保護者の希望を踏まえ、保護者みずからが適切な認定区分を選択して申請をするというのが、この子ども・子育て支援法の仕組みでございます。

(2)として児童福祉法でございますが、1つ目の でございますように、保育を必要とする場合に市町村は保育所による保育の実施、認定こども園による保育の確保の措置を講ずることが必要とされ、また、保育所、認定こども園の利用については当分の間、市町村が利用調整を行うといったようなルールが定められてございます。

2ページ(3)で学校教育法の規定に基づく記述を用意させていただきますが、幼稚園は満3歳以上であるということが法律上の入園資格であり、満3歳に達した子どもは保育認定の有無等の家庭の状況にかかわらず、希望すれば誰でも幼稚園に入園することができるとなっております。新制度のもとでもこの性格に変更はないということでございます。

こうした新しい制度の前提を踏まえて、検討課題のところでございますように、現在、幼稚園を利用する満3歳以上の子どもの中には、共働き等の家庭の子どもも一定程度含まれております。そうした子どもさんについては、幼稚園の標準時間の教育に加えて預かり保育などの取り組みの充実によって対応をしているところでございます。

新制度におきましては、幼稚園が認定こども園に移行することにより、こうした利用ニーズに添えていくことを目指していく一方で、全ての幼稚園が認定こども園に移行することではございませんので、移行しない幼稚園の利用というものも引き続き当然ながら想定をされるということでございます。

下でございますように、全ての幼稚園が認定こども園に移行することは現実的には必ずしもなく、希望する場合には一定の準備期間を要します。また、共働き等家庭の子どもであっても、各園の個別の教育方針や設備、預かり保育の実施状況等を勘案して幼稚園を利用したいというようなことは、今後も当然ながらあるだろうということでございます。

こうしたことも踏まえて、保護者の選択に基づいて利用希望というものがあるので、これを尊重するのであるということの基本としながらも、共働き等家庭の子どもが幼稚園を利用する場合の手續を明確にしておく必要があるだろうということでございます。その際には、1つには幼稚園は満3歳以上の子どもであれば誰でも利用できるということ。また、幼稚園に設定可能な施設型給付の対象となる利用定員の認定区分は、教育標準時間に限られていること。支給認定は保護者の申請に基づいて行われ、共働きなどの事由に該当する場合に必ず保育認定を受けるといったような仕組みとはなっていないといったこと。あるいは保育認定を受けるといった場合には申請手續や審査等の事務負担が発生をする、あるいは利用調整や入所待機者の管理を行うことが必要といったこともございますけれども、これらを踏

まえて手続について3ページ以降に整理をして御提案をさせていただいております。

保護者との間の直接の手続の前に、今回は各市町村において量の見込みと、それに対する提供体制の確保ということ、市町村の計画において記載をしていただくこととなっております。その際に、こうした共働き家庭の子どもさんが幼稚園を利用するといったようなことの取り扱いをどうするかということにつきまして(1)と(2)で御説明をさせていただいております。

まず、量の見込み、ニーズの部分でありますけれども、共働き等家庭の子どもについては、まずは2号のニーズがあるものとして自治体計画の量の見込みに記載することが基本ではないかとしてございます。その際、共働き家庭の子どもが幼稚園を利用する場合には、以下のような場合が考えられるとして2つほどケースを分けてございますが、1つには保育の必要性の下限時間周辺の短時間就労の家庭で、幼稚園であっても保育所であっても、いずれであってもニーズが満たせる可能性があるものと言うことができるかもしれませんが、こうしたニーズについては、その次の3つ目の ですが、地域におけるこれまでの施設利用の状況あるいはニーズ調査で把握された利用希望の傾向に応じ、1号、教育標準時間の認定と2号、保育認定のニーズに仕分けをして量の見込みを算定することも必要ではないかとしてございます。

下限時間周辺については、これまでの利用状況などに応じて、共働き等家庭であってもあらかじめ1号と2号にデータに基づいて仕分けを行うことが考えられるのではないかと。また、幼稚園を利用するケースとして、 というものがございます。幼児期の学校教育と保育の両方のニーズを持つ家庭。長時間の保育、標準時間の保育が必要であるという御家庭でも幼稚園で教育を受けたいという積極的な意思がある場合がございます。こうしたケースについては4つ目の ですが、全体の保育認定の2号のニーズのうち、施設利用の状況や利用希望の傾向に応じて幼児期の学校教育のニーズが強いと推定されるものを、2号のニーズの内訳として示すこととしてはどうかという御提案でございます。

4ページに参考として表をおつけしてございます。表は縦の欄が 量の見込み、 確保の内容としておまして、横の欄が3-5歳教育のみ、3-5歳保育の必要性ありということで、1号、2号に対応するものとなっておりますが、今ほど申し上げました2つ目の点というのは、3-5歳、保育の必要性ありのところ800人程度見込まれるとした場合であっても、地域における幼稚園等の施設の利用状況や利用希望を踏まえて、例えばこのうち100人については、保育の必要性のある子どものうちで、幼児期の学校教育の利用希望が強い子どもさんであるというように内訳を示すこととしてはどうかという御提案でございます。

(2)として、そのニーズに対応する確保の内容、供給のほうでございますが、1つ目の に幼稚園の利用定員は本来、設定可能な認定区分である1号、教育標準時間のニーズに対応するものとして、提供体制の確保の内容に記載することが基本ではないかとしてございます。

その上で4ページになりますが、保育認定の2号のニーズのうち、幼児期の学校教育の

ニーズが強いと推定されるものについては、これに対応するものを1号の確保方策として記載することとしてはどうかとさせていただきます。下の表で申しますと、量の見込みのところでは800人中の内訳の100人と示しましたものについて、これについて幼稚園での利用が計画上、見込まれるということであれば、3-5歳教育のみという1号に係る確保の内容のところにこれを足し合わせた数字を記載するように、計画の上では整理をしてはどうかということでございます。

3つ目の で、このほか認定こども園の移行を予定している幼稚園が、待機児童解消加速化プラン等により市町村の支援を受けている場合に、認定こども園化をまだしていない段階で、幼稚園の利用定員の一部を2号の確保方策に位置づけることについてどう考えるかという御提案にさせていただいております。

こういった取り扱いを計画上することといたしますと、1号のところの表の一番下の - のところが、1号については100人プラスになり、2号については100人マイナスになるということでございます。印に書いてございますように、当面、実際上の過不足は生じない。2号の教育のニーズの強い層について幼稚園が引き受けるということで、当面過不足は生じないということでございますが、地域において認定こども園の普及ということを考えてときに、こうした幼児期の学校教育と保育の両方のニーズがある子どもの数というものは、そういった普及を考える際に参考とすることができるのではないだろうかというふうに考えてございます。

5ページ、計画上の整理につきましては、今、御説明したようなことでいかがかという御提案でございますが、個別の支給認定における共働き等家庭の子どもの取り扱いということで、実際に保護者が支給認定を受ける場合に幼稚園の利用希望のある共働き家庭について、どのように取り扱うかということでございます。

1つ目の に、保育所等の利用の希望がなく、幼稚園等の利用を希望する場合には、そもそも1号の申請を保護者が行うということが基本ではないかと考えてございます。また、保育所等の利用の希望がある場合は、幼稚園を併願するというケースがあるかもしれませんが、併願をするかどうかを問わず、保育認定、2号認定の申請を保護者が行い、市町村はそれぞれの認定に応じて審査をすることが基本ではないかということを書いてございます。

その上で2つ目の で、保育認定を受ける保護者、2号の認定を受ける保護者が幼稚園を利用するケースがどのようなものがあるかということを整理してございますが、1つ目としてアは、幼稚園と保育所等の両方を併願するようなケース。利用調整の結果、保育所等に待機となって、併願し内定していた幼稚園に入園するというケースがありまじょうし、利用調整の結果、入所可能な保育所等を提示されたものの、併願していた幼稚園が最も希望に合致しているため、幼稚園に入るといったケースがあると思います。

また、当初は保育所のみを希望していたケースで、域内に適切な保育所等がなかったため、改めて幼稚園の利用を申し込んで幼稚園を利用する場合。あるいは利用調整の結果、

入所待機となったため、幼稚園の利用を申し込んで入園する場合といったケースが考えられるだろうと思います。

こうした2号認定を持ったまま幼稚園を使うというケースについて、その次の で御提案をしているのは、例えば幼稚園に入園してから一定期間後に利用定員にあきが生じた保育所等での保育の利用希望があるかどうか。これがあるとなれば、この2号を維持して保育所に移ってもらうということがあるだろう。また、こうした希望がなく、一旦幼稚園に入って、もうこの幼稚園がいいですといった場合には2号の認定をお持ちですけれども、1号への変更の申請をしていただくというようなことをするかどうかという御提案でございます。

6ページの は教育標準時間、1号の認定を受けている幼稚園に在籍している子どもさんの家庭の状況が共働きに変わった場合についても、保育所等への転園の希望がある場合には2号への変更申請を行っていただく。希望がない場合、引き続きこの幼稚園にいたいですという場合には、1号を維持することが適当ではないかというふうにさせていただきます。

既に保育認定を受けていて、保育所等を利用していただ方が幼稚園に転園するといったようなケースなどについては、まずは既に保育認定を受けているその内容を活用することを基本としつつ、先ほどと同様ですが、入園後一定期間内に保育所への転園を希望する場合には、この保育認定、2号認定を維持し、この幼稚園にずっといたいですという場合には1号への変更の申請を求めることについてどのように考えるか。

(3)に量の見込みと支給認定のずれがございます。先ほども需要と供給のずれというものが形の上で生じるということも申しましたし、個別の認定ということを行ってまいりますれば、さらにこのずれというものが生じてくることがあり得るだろうと思っております。市町村においては、継続的に一時預かり事業、預かり保育などを利用して、申請すれば保育認定を受けることが可能と考えられる子どもが相当数利用しているような幼稚園について、保護者や設置者の意向を勘案しながら認定こども園への移行を支援することによって、このずれをより少なくしていくことが考えられるのではないかと考えてございます。

7ページ目に特例施設型給付の対象というところがございます。先ほどのように2号認定を得た上で幼稚園を使う。この場合は幼稚園には2号認定用の定員がございません。1号の給付を受けながら受け入れられるのは1号の定員となりますけれども、1号の定員の枠内で2号の定員を特例的に受け入れるという場合には、市町村は特例施設型給付というものを幼稚園にお支払いすることになります。

この施設型給付全般について言えることではありますが、利用定員の認定区分に応じて認可基準により施設や人員などが担保されていることを前提に、施設として恒常的に提供する教育、保育に通常要する費用をこの施設型給付で賄うことが、この仕組みの前提であろうと考えております。

一方、幼稚園における教育というものは、保育認定の利用定員を認定こども園であれば

設定できますけれども、そうした認定こども園の基準を満たすような状況にあるわけではない。ここで行われる教育・保育は恒常的に行われるものではないということが言えます。このため、特例施設型給付については、幼稚園として認可基準により施設や人員などが担保されていて、幼稚園として恒常的な活動内容である通常の教育時間の教育部分を対象とし、その終了後に行われる預かり保育の部分については特例施設型給付ではなく、地域子ども・子育て支援事業の一時預かり事業であるとか、あるいは待機児童加速化プランの長時間預かり保育支援事業などの支援事業により、財政措置を行うように整理をすべきではないかと考えてございます。

その上で特例施設型給付の水準そのものについては、公定価格に関する議論の中でさらに検討が必要となると考えております。

資料の御説明は以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

ただいま御説明をいただきました保育の必要性の認定の問題、それから、共働き等家庭の子どもの幼稚園利用についてという2つでございます。

それでは、ただいまのことについて御質問、御意見のある方は挙手をお願いしたいと思います。今ざっとお挙げいただいてよろしいですか。では、順番に指名させていただきます。

まず大日向委員からお願いします。

大日向委員 ありがとうございます。

本日の議論に際して、特に議事2に関して確認させていただきたいことが1点ございます。

新制度では、幼稚園が幼稚園として残る選択肢が認められておりますので、本日のような議論が必要であることを理解しております。

その一方で、新制度は認定こども園への移行・普及も課題としております。しかし、地方に行きますと認定こども園への移行希望を持っている幼稚園関係者にお会いするのですが、地域によっては需給調整を理由に、こども園への移行の認可が妨げられるのではないかとこの話を聞くことが時々ございます。

この点に関しては、たしか次のようになっていたかと思うのです。既に学校教育または保育の利用希望が満たされている場合に認可をどう取り扱うか。まず法律の趣旨を踏まえた需給調整の要請と、その一方で認定こども園への移行・普及という2つの観点から、この需給調整の取り扱いについては検討が必要であって、認定こども園への移行を促進するためにも、量の見込みに際しては利用状況とか移行希望に十分配慮することが必要だということだったと思います。

したがって、認定こども園に移行を希望している幼稚園が単なる需給調整を理由に移行を妨げられないと理解しておりますが、この点について確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

無藤会長 それは後でお答えいただきます。

では次お願いいたします。

井奥代理人 知事会でございます。

保育の必要性の認定についてでございますけれども、これまで地域によってさまざまな取り扱いがなされ、かえって利用者の方々に不利益が生じるような事態も見られておった内容について、今回統一した考え方や取り扱いを示す方向で取りまとめをいただいたことを感謝しております。

特に知事会から御意見を申し上げました、14ページにあります就労以外の事由に求職活動、就業あるいは育児休業中の児童の取り扱い並びに虐待やDVへの対応などについて明記されたこと、また、先ほどありました39ページにも示されております市町村における就業時間の下限に変更があった場合でも、現在入所している児童について引き続き利用できる弾力的な運用の経過措置を設けるなど、対応方針が示されたことについて評価しているところです。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

岩城代理人、お願いします。

岩城代理人 ありがとうございます。全国国公立幼稚園長会の岩城でございます。

ただいまの共働き等家庭の子どもの幼稚園利用についてでございますけれども、今、課長からも御説明があったとおり、一定程度幼稚園に入園している現状を踏まえて、こういった検討をしていただくことをありがたく思います。

5ページ3(1)に書かれていますとおり、家庭の取り扱いについてですけれども、保育所等の利用希望がない家庭については1号の認定を保護者が行い、預かり保育などの一時預かり事業で対応できるようなことであれば、現状と同じように利用できるかと思えます。そういった選択肢が残るような形で検討していただければと思えます。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、柏女委員、お願いします。

柏女委員 淑徳大学の柏女です。

保育の必要性の認定について、いろんな要因を検討して御提案いただいたことに敬意を表します。ただ、この方法だと大きく2つの問題点が生じるのではないかと思います。意見を述べさせていただきたいと思えます。

18ページの時間の関係ですけれども、今回提案されている方法ですと、保育認定による保育短時間利用の下限が48時間となります。それから、保育標準時間の下限が月にすると120時間程度となるわけですが、その認定があれば、それぞれ保育短時間の平均、つまり200時間。それから、保育標準時間の場合は120時間の認定があれば、月275時間まで利用料が

変わらないままに利用できるという形に基本的になるのかなと思います。もしかしたら短時間の中でも利用時間の区分がなされて、利用料がそれぞれ利用時間に連動するシステムを御検討になるかもしれませんが、今の場合だとそういう形になるかと思います。

つまり、極端に言えば月、水、金、4時間ずつ勤務すれば、月曜から土曜まで、朝から夕方まで保育サービスを利用できることとなります。しかも、その48時間利用でも200時間利用でも利用料は変わらないというようなことが生じるわけです。

この場合は、保育サービスの濫用を生むことにならないかということ懸念いたします。そして、そのことが特に0歳児、1歳児、2歳児、つまり3歳未満児の子どもの最善の利益を阻害することにつながりはしないか。少しそのことを懸念いたします。

2点目の問題点ですが、これは公定価格の設定の仕方にもよりますけれども、今ほど説明のあった3歳以上児で教育標準時間認定の場合、保護者の私的理由でその後一時預かりや預かり保育を利用すれば、別途利用料がかかることとなります。しかしながら、短時間認定を受けている保護者は、毎日午後の預かり保育、保育サービスや土曜日の保育サービス、預かり保育を利用しても、短時間保育認定の利用料で済むこととなります。それぞれの公定価格の設定によると思いますけれども、ここに公平性の問題は出ないのだろうかということ。あるいは先ほど述べたことと同様、教育標準時間認定を希望する方であっても、例えば短時間働けば教育時間の後の保育サービスを安く利用できるということになって、そういう保育サービスの濫用を生むことにつながりはしないかという懸念が生じます。

特に今後、供給過剰が生じるところです。例えば私が勤務している石川県などでは0～2歳児の7割が保育所を利用しているところもあります。そうしたところでは、かなり保育サービスの濫用を生み出す可能性はないのかと思っております。

これはないということであればそれはそれでいいのですけれども、例えば介護の場合ですが、介護の場合は同じ要介護度の場合であっても、利用料はサービスの量に連動するという形になっています。上限は決まっていますけれども、サービスを利用する量がふえれば、利用料金が高くなる。つまり1割負担、定率負担ですので、利用するサービスが多くなればなるほど利用料が高くなるということになっているわけですが、保育もそういう形にしていく必要があるのではないかと1つ考えます。

それから、認定についてこれに土曜日が入っておりますけれども、ここもいろいろ考えは当然あると思いますが、例えば土曜日については延長保育という形で利用料の上乗せ方式として考えるようなこともあっていいのではないかと考えています。もちろん土曜日に就労している方については保育認定の中に入るとは思いますけれども、それから、さらに3歳未満児については育児休業制度の拡充、強化を図って、これらのことを通じて保育サービスの利用抑制のためのシステムというものをあわせて整備していくことが大事なのではないかということを感じました。

まだ基準検討部会の状況等を把握してはおりませんし、今後の検討状況を十分把握しているわけではないので、誤解に基づくところがあるかもしれませんが、そうした懸

念を感じたということを述べさせていただきたいと思います。

以上です。

無藤会長 大事なポイントをありがとうございました。

それでは、橘原委員、お願いします。

橘原委員 全国私立保育園連盟の橘原です。

お示しいただきました保育必要量のイメージにつきましては、基本的にこの形で進めていただきたいと思っております。土曜日の件につきましては、また後ほど基準検討部会で申し上げさせていただきます。

以上です。

無藤会長 ありがとうございました。

清原委員、お願いします。

清原委員 ありがとうございます。全国市長会、三鷹市長の清原です。

資料1の「保育の必要性の認定」について、3点の意見を申し上げます。

1点目は18ページの「保育必要量」についてです。「保育標準時間の就労時間の下限」について、「1週当たり30時間程度とすることを基本としてはどうか」ということが示されたこと。また、「保育標準時間利用の保育必要量」として、1日当たりの原則的な保育時間を「8時間」、利用可能な時間、いわゆる開所時間を「11時間」とする方針案は、保護者の労働時間のみならず、通勤時間など、就労の実態及び現在の保育園の利用実態を反映したものと支持したいと思います。

あわせて「保育短時間利用の保育の必要量」として、「1日当たり8時間までの利用とする」ということについても支持をしたいと思います。

2点目の意見です。まず34ページに「保育短時間の下限」について示されました。保育の必要性の認定における就労時間の下限の設定については、「48時間」とするか「64時間」とするかということについて、多元的な意見が寄せられました。下限時間の設定いかんによっては、待機児童数のカウントにも影響が出てくるというような要素もあると申し上げ、かねて慎重な検討をお願いしてきました。

今回示された内容ですが、特別区など都市部で1カ月48時間以上と設定している自治体が多いという現状、また、下限時間の設定次第によりまして、新制度の施行に伴い、地域によっては保育の必要性の認定の範囲が現在よりも狭まり、保育の利用ができなくなる層が出てくる点等を考慮しまして、「48時間以上とする」対応方針案を支持したいと思いません。

それに加えて39ページにおいて対応方針案、2つのは大変必要な方針だと思います。すなわち「就労時間の下限を1カ月当たり48時間以外の設定をしている市町村に対しても、保育の量的確保に時間を要する」ことなどを考慮して、「最大で10年間程度の経過措置期間を設けて段階的に対応する」ことを可能とする旨が示されました。

10年で経過措置と呼ぶのかどうかというのは御意見があるかもしれませんが、こ

の間、48時間、64時間というところで丁寧に調査に基づいて検討していただいた結果としての方向性だと思ひまして、市町村の立場を尊重していただいたのではないかと思います。

なお、の2つ目の「現在入所している児童が不利にならないような経過措置」というのも大変重要だと思います。

3点目でございますが、私はかねて「就労時間の下限設定」について待機児童のカウント数に影響するというように申してきました経過もあり、ここで、「待機児童の定義」についても保育の必要性の認定と密接にかかわりますことから、関連して発言をしたいと思ひます。

現在の「待機児童の定義」につきまして、市区町村によって差があるのは問題であるので、できる限り全国統一にしてはどうかという御意見が、メディアあるいは住民の皆様から発言されています。利用者の立場からすれば、この待機児童というのは大変関心の高い、気になる数値だと思います。ただ、新制度の実施主体であります三鷹市のような市の立場としては、「地域の実情を踏まえて保育の実施責任を確実に果たす」という責任も負っております。これは生活保護のような法定受託事務とは異なりまして、新法に基づき市区町村の責任が明確に示されているだけではなく、実情に合わせた責任のとり方が求められていると思ひています。

もちろん利用者の立場に立つならば、施設型給付が創設される趣旨に照らし、自治体ごとに保育サービスの利用資格がばらばらになるということはあってはいけません。公平性の観点から、こうしたことは好ましくありません。

そこで今回の「保育の必要性の認定」の議論についても、各市区町村における運用の実態を勘案しながらも、半年以上にわたり丁寧に議論を重ね、今回、「資料1」のようにきめ細かい方向性も示されました。そこで、各市区町村の主体性を尊重しつつ、保育の必要性の認定、保育の必要量などについては可能な限り明確化し、運用の統一化に向けた検討もされてきていると思ひます。

そこで、それでは私たちはどのような責任をさらに果たせばいいのかということですが、どうも待機児童数となりますと、量的な拡充の視点が強調される指標になっている現状があります。しかし、私たちは「質の向上」の視点に立って、地域の実情も踏まえて実施主体である市区町村が検討する必要がある。それが大きな責任だと思ひています。

なお、ほとんどの自治体については、子ども・子育て支援法に基づきいわゆる「地方版の子ども・子育て会議」を、努力義務であるにもかかわらず、実は設置をしようとしています。大方の市町村で設置されるようです。すなわち、利用者の声を反映できる、より地域の実態や地域性を踏まえた保育の実施責任を市区町村が果たしていく体制が整ってきました。そこで、子ども・子育て会議の設置趣旨を踏まえ、法で定められた調査と審議の機能をフルに活用して、市区町村が保育の実施責任を果たさなければいけないものと思ひています。

そこで、「待機児童の定義」についてでございますが、共通指標であります厚生労働省

の新定義、旧定義を尊重しつつも、例えば仮に地域性を踏まえ、一部に独自の数え方を採用する場合には、まず子ども・子育て会議にしっかりと説明して、その上で利用者への説明責任を果たしていくことが、今後、各市区町村に課せられた責務だと重く受けとめております。

したがって、この「保育の必要性の認定」について、「資料1」が示されましたことは、そうした私たちの責任の所在を再確認する上でも重要であると思えますし、引き続き保育の必要量についても、待機児童の数字が説明を伴いながらしっかりと意義あるものになっていくよう、単なる数字が独り歩きしないよう努力していきたいと考えております。

以上です。ありがとうございます。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、次は坂崎委員。

坂崎委員 日本保育協会の坂崎です。

保育の必要性の認定につきますところの18ページについて。

今回の保育標準時間の11時間、下限の週30時間、保育短時間の8時間、下限の月48時間と出ましたけれども、私は国のスタンダードとしては非常にいいのではないかと考えております。

その上で現実の問題等、少し話をしておきます。今回、保育所におきましてもこのような2段階という形になるわけでありまして。保育現場の混乱を少なくすることを考えても、この11時間、8時間というところが一番よかったのではないかと思います。

保育認定というものが初めてなわけでありまして、また、認定こども園に至りましては教育標準時間も含めまして3段階になるわけですので、混乱がないような形で進めてくださればいいのではないかと思います。

又現実に運用ができるか、経営ができるかということを含めまして、これからの公定価格との関係をきちんと吟味しながら進めていただければと思います。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

佐藤委員、お願いします。

佐藤委員 全国保育協議会の佐藤です。

保育の利用可能時間を、現状の分析を含めて丁寧にイメージしていただいたことに感謝申しあげる。

保育必要量のイメージにおいて、月曜日から土曜日が利用可能な時間帯として示されているが、日曜日は延長保育という記載になっており、説明を求めたい。また、3歳以上は、月曜日から金曜日は学級編成が必要となるが、土曜日は学級編成の適用はないという理解でよいのか。

共働き等家庭の子どもの幼稚園利用について、特例施設型給付として2号認定の子どもが幼稚園を利用した場合は、教育標準時間の利用が限度で、認定された利用可能な時間帯

より短くなる。一方で、1号認定の子どもが保育所等を利用した場合は、認定された教育標準時間を全て利用できる状況について、整理が必要でないのか。

無藤会長 その点は後でよろしく願いいたします。

次の方は北条委員、お願いします。

北条委員 まず資料1の2ページの四角の中であります。今まで2回おかしいということをお願いしてまいりましたが、法律の仕組みがこうなっているというのはわかった上で、もう一度おかしいというふうに申し上げたいと思います。

このたび保育認定の下限月48時間ということが示されております。幼稚園における預かり保育は、月48時間をはるかに超える保育を行っている預かり保育は幾らでもございます。前々から19条第1項1号については、預かり保育の保育認定を行うべきだということを申し上げておりますが、現在の法律ではできないというのはわかった上で、やはりそれを行うべきだと考えます。そうでなければ大変な不公平が起こるということであります。

また、2号につきましてはここに教育標準時間認定を置かないということは、保育の必要量だけを考えているからそうなるのでしょうけれども、満3歳以上で認定こども園に入園している子どもに対しては教育を行わないと言っているのに等しいわけでありますから、こういう法律の決め方はおかしいということをもう一度申し上げたいと思います。

各委員の皆様方が18ページに触れておられます。私もここに触れさせていただきたいと思っております。柏女先生がおっしゃってくださったことにおおむね賛成でございます。まず再三申し上げてまいりましたが、保育時間は8時間という規定はあるわけでありますので、これをきちんと守っていただきたいということを繰り返し申し上げてきたところでありますが、このたびはこういう書き方は実際には11時間保育にするということと同じでございます。これは現在の認定こども園法が成立いたしました折にも議論されまして、認定こども園の保育時間は8時間程度となりました。その折、私は議論に参加しておりましたのでよく覚えておりますが、開所時間はこれより少し長くなることはあっても、保育時間というのはその中での8時間だというふうにしっかりと、議事録を見ていただければ残っております。

しかし、このたびは11時間までは利用できるんだ。あまつさえただいまのお話の中でも出てまいりましたが、8時間利用であろうが、11時間利用であろうが、保育料は同じということは、3時間のまさに保育サービスというよりサービス保育を行うということ。こんなことが一般の国民とりわけ保育所を利用していない多くの国民の理解が得られるとは到底思われません。

このように全ての子どもに11時間保育を実施することを可能とするような仕組みは、子どもの権利に、子どもの最善の利益の観点から許されるべきことではないと考えます。

そして、11時間を超えたところで延長保育ということのようでございます。また、短時間のほうは8時間が原則的な利用時間だということ。これはとてもおかしいのではないのでしょうか。1日2時間利用とか、例えば1日2時間利用だと6日で12時間、4週で48時間

になるわけですから、1日2時間利用で足りる方がいらっしゃるにもかかわらず、こういう形にしてしまう。そして、8時間利用までは多分保育料は同額ですよという意味だと思いますけれども、こんなずさんな仕組みを保育所で用意するということに、多くの国民は決して理解を示すことはないと考えます。

さらにここに11時間までの延長も可。そこにさらにはみ出しているわけであります。この保育短時間のほうの箱の外にはみ出している部分について、これは一体何なのかということをお説明いただきたいと思えます。

そもそも先進国において、8時間を超える保育に公費を支出している国などあるのでしょうか。資料をお示しいただきたいと思えます。中華人民共和国が全託制というものを行っているのは承知しておりますが、先進国でこのような11時間もの保育に公費を支出するような国があるのか、お示しをいただきたいと思えます。

それから、34ページの対応方針で下限48時間を対応方針となさっているわけでありますけれども、これはいろいろ調査をした結果というふうなことでありますが、48時間を現行下限にしている自治体がたくさんあるということをお調べになったというのわかります。だからと言ってそれをこれからの我が国での基本的な方針としていくという、その根拠としてはいささか薄弱であると思っております。

42ページ、優先利用の件です。主な意見のところでは低所得者の生活基盤維持の観点から配慮が必要だということを入れていただいておりますが、しかし、対応方針には入っておりません。ぜひ対応方針の ~ 示されておりますけれども、と の間に低所得者に対する優先配慮ということを入れていただきたいと思えます。

資料2でございます。4ページで幼児期の学校教育のニーズが強いと推定されるという表現になっております。ニーズ調査を行っていることになっているわけですが、小学校入学前の学校教育を保護者が全体としてどういう気持ちで見ているのかという調査項目がないわけであります。したがって、小学校入学前の学校教育を希望するののかしないのかという調査項目があれば、これがしっかり出てくるわけですが、それがありませんから、こういった推定ということにそもそもなってしまうのだと思えます。

本来、ニーズ調査においては、学校教育における小学校入学前の学校教育を希望する保護者の意向というものをしっかりくみ取れるような設計にすべきであったというふうにお考えます。

7ページ、幼稚園で預かり保育を行うお子さんのことが書かれておりますが、これは元来、保育認定をしていただくべきものだと考えます。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、宮下委員。

宮下委員 全国幼児教育研究協会の宮下です。ありがとうございます。

まず33ページにあります保育短時間の下限ということですが、48時間以上という

案が出されておりますが、実際、今、保育園に入園している子どものお母さんたちが、どのような時間帯で、一日何時間働いているのか、また、週何日働いているのかなどといった勤務状況の実態についてのデータがありましたら、どこかでお示しをいただければありがたいなと思います。

2つ目は40ページの優先利用についてでございますけれども、子ども・子育て支援制度を推進していくには、幼稚園教諭、保育教諭あるいは保育士の人材確保が不可欠であるということが、この会議で何回も意見として出されておりますので、そういう面から考えましても、これらの職に就く保育者の子どもの利用を優先するということは大切ではないかと考えています。

資料2でございますけれども、幼稚園に希望する第1号、第2号の子どもを、ぜひ希望する幼稚園に入園させてほしいと思います。2号であっても教育という部分を重要視している親も多数いると思います。資料の中にも、親の意見を尊重すると書いておりますが、ぜひそのことをきちんと実現してほしいと思います。

次に、特例施設の47ページですけれども、第2号にあたる子どもたちでも、現在幼稚園では預かり保育という形でフォローしております。したがって、預かり保育等の給付はきちんとした形の中で、ほかの施設と違うということのないように、給付をお願いしたいと思います。

次に5ページの第2号を受けた子どもについてですが、幼稚園入園後一定期間、例えば3カ月、6カ月内に、もし保育所やこども園にあきができた場合、保護者がそこに移りたいと希望すれば移ることができると思います。したがって、幼稚園は4月当初の人数で1年間の予算を立てております。したがって、年度途中の移動は、できるだけ少なくしてほしいと考えます。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、吉田委員お願いいたします。

吉田委員 ファザーリング・ジャパンの吉田です。

資料1の多くの委員の方がおっしゃった18ページのところですけれども、保育標準時間については11時間というのが妥当というか、しょうがないのではないかとこのところが1つあります。首都圏のような一極集中型の日本の構造を考えると、通勤時間というものがどうしても発生します。私個人のお話をしても、やはり8時から19時まで預けるといいう日が週の半分は占めますので、それを考えると、それ以上圧縮するということは非常に難しいのではないかとこのことです。

労働基準法による週労働時間の問題もあります。そこと同時に変えて、そこが8時間になればよりいいと思いますが、現状そちらは変わらない方向ですので、そういった意味で言えば働き方というところがなかなか変えにくいという状況があると思います。しかも、夫婦共働き、それでフルタイムで働いているような場合であれば、この時間設定というの

はしようがないのではないかと思います。もちろん、子どもの最善の利益ということから言えば、それは許されないのだと思いますけれども、働かなければ生きていけないという状況もありますので、それを考えると11時間というのが妥当かなと考えます。

賃金の問題もあります。賃金がたとえフルでいっぱい働いていても十分稼げないという人もいますので、そういったことを考慮すると、またそこを保育料にプラスアルファで跳ね返ってくると、低所得者含めてまた非常に困難な状況に陥ってしまうのではないかと思いますので、そういったことも配慮していただきたい。

また、ここに日曜日の延長保育というところも書いてありますが、例えば夫婦2人とともサービス業という場合もあるでしょうし、また、ひとり親という場合もあります。そういうことを考えていくと、ここで延長保育という設定をきちんとしておかなければいけないのではないかということになると思います。また、その仕事をあきらめなければいけないという状況に追い込まれてしまうということになります。それが生活に直に響いてしまう可能性もありますので、そこで柔軟な対応を保育という場所ですていただけると、生きる望みもできると思いますので、その御配慮をいただければというところです。

34ページのところですけれども、これについても48時間が下限ということで、週3回、4時間ということが大体想定できるのかなと思います。もちろんそれ以外、働いていないときに保育をするという可能性も当然あるとは思いますが、もちろん仕事以外の事情で預けざるを得ないという場合もありますので、そういったこともきちんと考え、まずは基本は48時間を下限にということはいいいのではないかと思います。

関連して39ページのところに対応方針案がありますが、これについても経過措置を考えると、この形で妥当ではないかと考えます。

最後に42ページです。一番下の 印のところですが、保育士などの確保の観点から、こうしたところの、もちろん市町村によっても確保できる人材等々、量が変わってくると思いますので、これはきちんと市町村が判断できる形で対応できるようにすればいいのではないかと思います。

無藤会長 ありがとうございます。あとはよろしいでしょうか。

それでは、一通り御議論いただきましたが、幾つか質問がございましたので、事務局からお願いいたします。

長田参事官 まず大日向委員からお尋ねをいただいた需給調整の件でございます。

お尋ねをいただきました需給調整の件につきましては、当子ども・子育て会議でも相当丁寧に御議論をいただいたと思っております。

基本的な整理といたしましては、都道府県は地域における教育・保育施設、この定員の総数が今回の計画で見込む量の見込み、都道府県計画で定める数を加えた数に達するまでは認可・認定しなければならないという整理をいただいたわけでございます。

その心をもう少し噛み砕きますと、供給が現に過剰となっている地域におきましても、既存の幼稚園、保育所が認定こども園への移行を希望される場合には、その認可・認定を

可能とするということを前提としながら、適切な需給状況が確保されるように地方版子ども・子育て会議で透明性のある議論を行っていただいた上で、先ほど申しました都道府県計画で定める数を設置して、その範囲の中で認定・認可を行っていただくものでございます。

ただ、先ほど委員御指摘のとおり、幾つかのところではそういった趣旨が必ずしも各自治体であったり、あるいは現場にどうも届き切っていないという御指摘も耳にしますので、改めてこの点についての再周知をしっかりと図ってまいりたいと考えております。

橋本保育課長 続きまして私から申し上げたいと思います。

柏女委員や北条委員から、保育認定と利用者負担との関係について御指摘、御質問をいただいたかと思えます。これにつきましては、この会議の資料の中にございませんが、この後、引き続いて行われます基準検討部会のほうに、利用者負担につきまして本日御提案をさせていただきたいと考えております。

基準検討部会の資料の中の資料3-2でございますけれども、教育標準時間認定を受けた子どもにつきましては、現行の負担水準というものを基本として設定をしていく。また、保育認定を受けた3歳以上のお子さん、つまり2号認定を受けた子どもにつきましては、保育標準時間認定を受けた場合には、現行の保育制度の利用者負担というものを基本としながら設定をし、そして保育短時間認定を受けたこの場合におきましては、保育標準時間認定を受けた子どもと、教育標準時間認定を受けた子どもの負担額の間程度に設定するという形で本日、御提案をさせていただく予定でございます。

したがって、保育短時間認定を受けた子どもの場合の利用者負担というのは、保育標準時間認定を受けた子どもの場合よりも低く、また、教育標準時間認定を受けた子どもの場合よりも高いというラインのところを設定してはどうかと現在考えておきまして、これを踏まえまして、またこの後も引き続き御議論をいただければと思っております。

そういったことを前提といたしました上で、認定時間目いっぱい使うということによりまして、さまざま濫用みたいな問題が生じないかという御指摘がございます。その問題につきまして、私もそういった面でモラルというものが問われる部分があるかと思っておりますが、ただ、現在の制度上の中におきましても、保育に欠けるということで認定を受けた中では、保育所が開所している時間の中で、それぞれの御家庭の必要に応じて御利用をいただいているということかと思えます。

したがって、實際上、開所時間いっぱいまで利用せずに、早い時間に迎えに来られたりといった形でそれぞれ利用時間を調節されていたり、曜日調節されていたりということは実態としてあるのではないかと考えております。そういったところはいろいろと制度上のどこまで対応できるか、また、逆に現場がどこまで対応できるかということもあろうかと思えます。この制度の立案過程の中ではよりきめ細かく、多段階の認定をするということも、もしかしたら議論としてはあり得たのかもしれないというふうに思っておりますが、ただ、現場におきまして余り多段階の時間認定をした場合に、実際上の1

日の保育時間の過ごし方、その中での運用というものにいろんな支障をきたすのではないかという不安の声もございまして、大ぐくりの2段階の認定という形に整理をしてきた経緯もございまして。そういったところを考慮しながら、今後の運用等につきましてもあわせて御議論いただければと思っております。

佐藤委員から、本日の資料1の18ページの日曜日の部分についてのお尋ねがございました。開所曜日を何曜日にするかというところは、それぞれの施設によって、場合によっては日曜日を開所曜日という形にする園もあるかと思っております。そういったところで仮に月曜から土曜まで利用するという形で認定を受けている子どもが、日曜日でも保育を受けということがあった場合に、もともとその園に対しましては、11時間で6日分、300日というところでの運営経費を前提にいたしまして、公定価格を設定していくことになるかと思っております。そのところ、日曜日の部分までは公定価格上、基本的な部分には考慮されていないということになってまいりますので、仮に日曜日の保育を行う園がこのところに対応するとなれば、それは新たにまた延長保育という形での財源措置を講じませんと、そのところの人員費等のお支払いがなかなかできないということにもなってまいらうかと思っておりますので、こういったことを考慮して、この部分については延長保育という形で整理をさせていただいたものでございまして。

土曜日のところの学級編成の問題についても御質問をいただきました。これは幼保連携型認定こども園の認可基準についての御議論の中で、また部会で御議論いただく話かもわかりませんが、教育標準時間認定を教育標準時間として運営する時間帯におきましては、学級編成を行う。逆に言うと、それ以外の時間帯あるいは曜日といったところにつきましての学級編成まで求める基準には現段階の案ではしていないというふうに理解しております。そういったことを考えましたときに土曜日の部分については、大方の園におきましては、その学級編成が求められる時間とはならないのではないかと考えております。

北条委員から同じく18ページの絵の中で、保育短時間認定を受けたケースの中で、11時間よりも外にさらにはみ出しているところについて、延長保育があることについての御質問がございました。

こちらにつきましては、恒常的にこういった長い時間の保育が必要な場合には、当然、保育短時間認定ではなく保育標準時間認定を受けることになるかと思っておりますけれども、ただ、それぞれの御家庭のいろんな都合、勤め先のいろんな事情の中で、ある一定時期だけ、あるいはその日だけそういった長い時間、保育を必要とするようなケースも出てまいらうかと思っております。そういったケースに長時間利用するという場合には、こういった延長保育といった整理になってくるということを説明したものでございまして。

なお、先進国での8時間を超える保育を公的な保育と位置づけている国があるかどうかという御質問につきましては、今、手元に資料はございません。

宮下委員から資料1、33ページのところの関係につきまして、33ページから34ページの48時間の下限時間の設定との関係の中で、利用実態等をお示しいただきたいという御質問

がございました。委員の問題意識にきちんと合ったものになっているかどうかわかりませんが、21ページあたりから現行の認可保育所の就労形態別の利用状況ということで、両親ともに常勤の方、いずれかが常勤の方、それから、その他ということですので、いずれも非常勤ということだと思えますが、そういった方々の中で実際に認可保育所を利用されている時間帯の長さ、これにはやはりこの時間帯に大きく違いがございますので、それを1つ示すものかと思えます。

22ページは、同じく認可外施設についての実態でございます。

23ページは、それをさらに地域別に示したものでございます。

26ページから27ページにかけて、こちらは認可保育所を利用されている世帯での就業時間分布を、1日の就業時間の長さとお仕事の日数何日かということでマトリックスにしたものでございまして、こちらもお仕事の実態を示すものとして26ページは認可保育所、27ページは認可外保育施設のものでございます。これはまた参照いただければと思っております。

今、答えられるのは以上でございます。

蝦名幼児教育課長 続きまして何点か。

佐藤委員から2号認定の子どもの幼稚園利用について、今回資料として整理したような形で特例施設型給付を考えるとということで、1号認定の子どもが保育所を利用した場合についてはどうなのかというお尋ねだったと思えますが、基本的にここについてはまだ資料等でお示しできてございません。今のところの考えとしては、1号の子ども自身については家庭で必要な保育を受けられる状況にないわけではないということでありまして、通常、幼稚園が教育標準時間の教育活動を行っている時間において、幼稚園にかわって保育所で預かっていただくということが基本かと考えております。

その際の特例施設型給付の水準については、いずれにしても公定価格の議論の中での御議論となろうかと思えます。

北条委員から、ニーズ調査で小学校に上がる前の段階での学校教育のニーズというものを、ニーズ調査の中で把握できていないのではないかと御質問をいただきましたが、その当時、夏の段階で取りまとめいただいたものの中では勤務状況について聞くとともに、現在利用している方、利用していない方いずれにしても、こういったところを本来利用したいのかということをお伺いしている項目があり、その中には幼稚園、認定こども園、保育所という分類もありますので、そういった調査項目を通じて先ほどのニーズを把握することを考えていきたいと思えます。

柏女委員から、お話の中で1号の認定の子どもについては、その後、一時預かりを受けるということからすると、保護者負担がそれぞれごとに発生をすることと、一方、短時間認定の子どもについては短時間の利用のみの保護者の保育料ということで、この辺が仮に短時間のほうが低いということになると濫用につながらないかという趣旨のお話だったかと思えます。これらにつきましても公定価格の中での水準の議論になろうかと思

ますが、こうしたさまざまな利用形態に応えるものとして、全体、統合的なものとなるように検討していく必要があるだろうと考えております。

無藤会長 ありがとうございます。

時間になってはいるのですけれども、残り2つは御説明にとどめざるを得ないのですが、確認制度と幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の審議の経過、この2つについてお願いしたいと思います。

橋本保育課長 それでは、確認制度から簡単に御説明させていただきたいと思います。資料3でございます。

これまで確認制度上の利用定員の設定等につきましての御議論を順次整理をいただききたところでございますが、この中で特に14ページのところをお開きいただきますと、定員割れが恒常的に生じているときの利用定員の設定をどうするかという議論がございました。

ここの部分につきましては14ページの一番下にございますように、実際の利用状況を反映した人数で利用定員を設定するという考え方で改めてお示しをさせていただきまして、今後、公定価格のほうで定員規模別という考え方がございますので、そのときの基準になる定員とは何かという意味で、ここのところの意味をベースにして御議論をいただければという趣旨で、ここのところは改めて書かせていただいたものでございます。

情報公表の関係のところ、21ページから22ページのところをお開きいただきたいと思います。こちらの中で基本情報として公表すべき項目の1つとして、職員の状況の中で直接雇用（有期・無期）・派遣別というところがございます。ここにつきましては最初、正規、非正規別という書き方をしておりましたけれども、その後のこの会議での御議論を踏まえまして、こういった形に整理をし直したものでございまして、これで御了承いただければと思っております。

また、25ページから26ページのあたりにつきましては、この論点の1と2がございまして、市町村に報告された重大な事故の記録、それから、前年度の施設会計といったところについてどうするかということでございます。こちらにつきましては、矢印で赤い字で書いてございますが、重大な事故の記録については都道府県による情報公表制度ではなく、新たな事故発生の未然防止の観点から、運営基準の議論の中で、市町村への報告義務との関係を含めてさらに検討。それから、施設会計の関係につきましても都道府県による情報公表制度ではなく、事業主体ごとに公表することについて運営基準の中で引き続き検討することとし、外部監査結果の取り扱いも含め、情報公表のあり方についてこの中であわせて検討ということで改めて書かせていただきました。

都道府県のほうで項目を整理して公表するというものに乗せるのには、なかなか限界もあるかと思っております。運営基準につきましては、引き続きまた部会での議論をいただければと思っておりますので、そういった中でさらに整理をいただきたいと考えております。

以上でございます。

蝦名幼児教育課長 続きまして資料4でございますが、合同の検討会議におけるこれまでの意見のまとめ（案）ということで、幼保連携型認定こども園の保育要領（仮称）の策定に関する検討の状況につきまして、御報告をと思います。

幼保連携型認定こども園の教育と保育の内容の基準については、中央教育審議会のもとに部会が設けられ、また、社会保障審議会のもとに部会が設けられ、それらが合同で検討を行うということで、6月にお諮りを既に行っているところでございます。

この検討会議自体もことしの6月に第1回を開催し、これまで4回会議を重ねてまいりました。9月の第3回の会議では認定こども園、幼稚園、保育所に関係する8つの団体からのヒアリングも行った上で、幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合性あるいは小学校教育との円滑な接続、幼保連携型認定こども園固有の配慮事項にどのようなものがあるか。こうした3点を主な論点として、これまで議論を進めてまいっているところでございます。

お手元資料の1ページをおめくりいただきますと目次がございます。これまでの経緯でありますとか、あるいは幼保連携型認定こども園の教育・保育の目的、子どもの育ちに関する理念、ここは夏におまとめいただきました基本指針の案の内容を使っているところでございます。その上で基本的な考え方として、今ほど申し上げた3つのことを中心に御議論が既に行われてございます。

第4回、直近の会議におきましては、この御意見のまとめ案に基づいてさまざまな御意見もいただいたところでございます。幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合性という点については、特に乳児や3歳未満児の保育について内容を充実させる必要があるのではないかという御指摘もいただきました。小学校教育との円滑な接続という論点に関しましては、本日御用意しているものの中にも要素として含まれておるわけでございますが、特に小学校関係者への周知などについても留意すべしという内容を盛り込むべきではないかといったこと。あるいは幼保連携型認定こども園固有の配慮事項ということについては、利用時間や登園日数の違う子どもたちに配慮した全体計画を各園で作成することが大切ではないかといったような御意見をいただいたところでございます。

今回、直近の会合でいただいた御意見につきましては、座長預かりという形で整理をいたしているところでございます。

今後の予定といたしましては、年明けて1月中旬ぐらいに第5回の会議を開催し、そこで合同会議としての方向性を取りまとめいただければと考えてございます。その上で中央教育審議会あるいは社会保障審議会それぞれに報告を行うとともに、この子ども・子育て会議におきましても報告をさせていただければと考えてございます。その上で要領の案を公表し、パブリックコメントを行い、平成25年度中、今年度中に内閣府、文部科学省、厚生労働省の共同で告示を官報に行いたいと考えているところでございます。

以上です。

無藤会長 ありがとうございました。

それでは、次回の日程につきまして事務局からお願いいたします。

長田参事官 次回でございますけれども、12月26日13時半から16時半ということで、基準検討部会との合同開催という形で開催をしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

無藤会長 ありがとうございました。

それでは、第8回「子ども・子育て会議」を終了いたします。

そして、休憩を挟みまして第8回「子ども・子育て会議基準検討部会」を開きたいわけですが、今ほぼ15時になると思うので、15時10分ということによろしゅうございますでしょうか。では、15時10分に改めて開きたいと思います。お疲れ様でした。

～ 以上 ～